

資料 用語解説

アルファベットと五十音順で表記をしています。

— D —

【DV】

「DV」とは「Domestic Violence」の略称で夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の、暴力その他の精神的、身体的、経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。

— N —

【NPO(法人)】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

— Q —

【QOL】

「QOL」とは「Quality of Life」の略称で、「生活の質」と訳され、人間らしく、満足して生活する尺度を測る概念をいう。

— あ 行 —

【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

【居場所提供型の見守り活動】

小地域で人が集まる場を活用して、要援護者等の支援を必要とする住民の見守りを実施する活動をいう。安城市独自の造語である。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組みができる点が特徴である。

【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

【エンパワメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力をつけることをいう。

【音訳】

音訳（おんやく）は音声訳の略であり、視覚障害者に対する情報保障のひとつで、文字を音声化すること、文字を声に出して読むことをいう。

— か 行 —**【介護支援専門員（ケアマネジャー）】**

介護保険制度で、要介護者または要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

【課題解決型の地域福祉活動】

小地域でサロンや見守り活動を通じて町内福祉委員会等が把握した支援を必要とする一人ひとりの困りごとから地域の課題を整理し、小地域福祉活動を推進することをいう。安城市独自の造語である。

【消えた高齢者問題（高齢者所在不明問題）】

東京都足立区で、生存していれば111歳の方が、実は30年前に死亡していたとの報道（平成22年7月30日）等を受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われた結果、死亡者や行方不明者が相次いで判明し、その一部に年金の不正受給等があったことをいう。

【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域において、障害児者に対して相談支援の中核的な役割を担い、相談機能、権利擁護、虐待防止等の役割を担う機関をいう。

【救急医療情報キット】

ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証（写し）などを入れる専用の容器をいう。

【給食サービス】

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで食事を提供するとともに、安否の確認をするサービスをいう。

【共生社会】

一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成、支援し、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる社会をいう。

【緊急通報システム】

緊急通報装置を利用することによって、緊急時に委託業者の支援センターを介して通報の必要性の有無を確認した上で消防本部に通報され、迅速で円滑な救助・援助を行う仕組みをいう。

【健康寿命】

世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した指標であり、一般に、健康状態で生活することが期待できる平均期間またはその指標の総称で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。健康寿命の指標として「日常生活に制限のない期間の平均」、「自分が健康であると自覚している期間の平均」と「日常生活動作が自立している期間の平均」がある。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【後見人(成年後見人・保佐人・補助人)】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。

【子育て支援センター】

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

【コミュニティワーカー】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務は、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動である。

【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。

— さ 行 —

【災害時要援護者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する人のことをいう。

【災害時要援護者支援制度】

ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人（要援護者）に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする制度をいう。

【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

【在宅介護支援センター】

在宅介護の拠点として、介護に関する総合的な相談に応じるとともに適切なサービスが利用できるよう支援する機関をいう。電話相談は毎日24時間受け付けている。

【支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。

具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする要援護者が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

【自主防災組織】

地域で災害による被害を予防し、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

【自主防犯組織】

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

【指定特定相談支援事業所】

障害のある人等が障害福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画を作成するほか、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う事業所をいう。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業をいう。

【市民活動センター】

23ページ参照

【市民交流センター】

世代を超えた市民相互の交流の促進及び市民活動の活性化を図るための施設をいう。

【若年無業者】

概ね15歳から39歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のことをいう。

【就労移行支援】

就労を希望する障害のある人に、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

【手話】

聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つである。手を使用したり、口形や顔の表情などで意味を表す。

【小地域福祉活動】

隣近所(単位福祉圏域)と町内会(第1次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことをいう。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護し支援するための制度をいう。

【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

【ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人（障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人等）は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、その中で「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいう。

— た 行 —

【第三者評価】

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。外部評価ともいう。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。出典「多文化共生の推進に関する研究会報告書（2006年3月 総務省）」

【地域ケア体制】

高齢者などの要援護者が閉じこもりや孤立といった状態にならず、地域社会と関わり合いながら安心して生活できるよう、共助と公助により、当事者を見守り支えていく体制のことをいう。

【地域支援者】

災害時要援護者支援制度に登録された要援護者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。

【地域福祉活動】

地区社協(第2次福祉圏域)と市(第3次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

【地域包括支援センター】

社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住みなれた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関をいう。

【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を支えるための介護サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

【地区社会福祉協議会】

24ページ参照

【町内福祉委員会】

21ページ参照

【つどいの広場】

子育て中の親子が気軽に集い、スタッフや他の親たちと相談、交流することで、安心して子育てできる場所を提供する事業をいう。

【点訳】

点訳（てんやく）は点字訳の略であり、視覚障害者に対する情報保障のひとつで、文字を点字化することをいう。

【特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級)】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成26年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。）や小学校、中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級）、において行われる教育をいう。

— な 行 —**【認知症サポーター】**

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。

【ネグレクト】

幼児、児童、高齢者、障害のある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為をいう。

身体的、精神的、性的、経済的虐待とならぶ虐待のひとつである。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

— は 行 —

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のことをいう。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

【ピアカウンセリング】

障害のある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持し合えるカウンセリングをいう。

【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者単独で構成される世帯のことをいう。特に市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。65歳以上の人がいる世帯（高齢者世帯）に含まれる。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動をいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

【フォーマルサービス】

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

【福祉体験】

音訳や点訳、手話など障害のある人などの当事者への支援方法を体験したり、装具などを利用し高齢者など当事者の疑似体験をすることをいう。

【福祉電話】

継続して安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話訪問をする。

【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、要援護者などの情報を記入したものをいう。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

【訪問型の見守り活動】

要援護者等の支援を必要とする住民の自宅への家庭訪問を行うことで見守りを実施する活動である。安城市独自の造語である。

— ま 行 —**【見守り活動】**

ひとり暮らしの高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮らせるようにするための活動をいう。

【民生委員児童委員】

22ページ参照

— や 行 —**【友愛訪問】**

老人クラブの自主事業のひとつとして、65歳以上のひとり暮らし高齢者で希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に2回程度の訪問をしている活動をいう。

【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、障害の有無に関係なく、誰もが使いやすい配慮がなされたデザインをいう。

【養護学校】

特別支援教育（特別支援学校・特別支援学級）を参照

【要約筆記】

聴覚障害者のための情報保障の手段の一つであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害者に伝達するものをいう。

— ら 行 —

【リフォームヘルパー】

要介護高齢者の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行う者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

【療育】

障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育をいう。

— わ 行 —

【ワークショップ】

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。